

平成 28 年 12 月 8 日（木）～12 月 10 日（土）

## 司法書士による「養育費集中相談会」（無料） を実施します

長野県司法書士会  
会長 室賀 真喜男

長野県司法書士会では、平成 28 年 12 月 8 日（木）9 日（金）10 日（土）の 3 日間、下記の要領にて「養育費集中相談会」を実施します。

◆相談方法：下記会場における電話相談又は面談相談

1 電話相談

【日 時】平成 28 年 12 月 8 日（木）9 日（金）10 日（土）の 3 日間  
午前 10 時～午後 3 時

【電話番号】0120-448-788（フリーダイヤル）

2 面談相談（要予約）

【日 時】平成 28 年 12 月 10 日（土）午前 10 時～午後 3 時

【相談会場】長野県司法書士会館 2 階（長野市妻科 399 番地）

【予約電話】026-232-7492

（予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です）

◆相談料：電話相談及び面談ともに無料です

◆相談例：○養育費の支払いがストップしてしまった

○養育費の取決めをせずに離婚したけど、今からでももらえますか？

○養育費の減額をしたい、もしくは増額を求めたい・・・etc.

◆問合せ先（予約先）：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

現在、わが国では貧富の格差が拡大しており、生活保護受給者数は過去最多を更新しています。子どもの貧困に関する「子どもの貧困率」は過去最悪の 16.3%に上っており（平成 25 年度国民生活基礎調査）、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は OECD 加盟国中最も高くなっています（平成 26 年版子ども・若者白書より）。

実に、子どもの 6 人に 1 人が貧困状態、ひとり親世帯の 2 世帯に 1 世帯が貧困状態です。

さらに、現在、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は 37.7%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は 19.7%という大変低い数値となっており（平成 23 年度全国母子世帯等調査より）、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。なお、わが国では協議離婚が離婚の 9 割を占めますが、協議離婚の場合には養育費を取り決めなくても離婚できる制度となっていますし、取り決めがあったとしても、さまざまな要因で支払いを受けられないという現状があります。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには「養育費の支払い・養育費の取り決め」のために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払いを受けられるよう法的な支援をしていくことです。このような趣旨より、「養育費集中相談会」の開催をします。今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。